

# 海洋開発推進計画

(平成19年度)

平成19年6月

海洋開発関係省庁連絡会議

## まえがき

近年、経済のグローバル化、科学技術の進展、国家相互間の関係や交通・通商路の複雑化等に伴う海洋の利用形態の多様化、地球規模での環境問題に対する社会的関心の高まり等、海洋を取り巻く社会情勢には大きな変化が生じている。また、平成 6 年 11 月国連海洋法条約が発効し、平成 8 年 6 月には我が国も同条約を締結しており、海洋の国際的秩序が新たにできつつある。このようなことを背景に、環境、食料、防災、資源・エネルギー等の各分野における課題に我が国として適切に対応するため、平成 13 年 4 月に文部科学大臣からの諮問「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」を受け、科学技術学術審議会海洋開発分科会を中心に今後 10 年程度を見通した我が国全体の海洋政策について審議が行われ、平成 14 年 8 月に答申が取りまとめられたところである。答申は、これまでの海洋の恩恵を享受することだけに重点が置かれてきた政策から「持続可能な海洋利用」を目指した政策に転換することを究極的な目標とし、「海洋を守る」「海洋を利用する」「海洋を知る」のバランスのとれた政策に転換すること、国際的視野に立って戦略的に海洋政策を実施すること、総合的な視点に立って、我が国の海洋政策を立案し、関係府省が連携をとりながら施策を実施することを基本的な政策立案の柱としている。

これらの流れを受け、平成 14 年 8 月 20 日開催の海洋開発関係省庁連絡会議では、同連絡会議を活性化し、省庁間のさらなる施策連携を図るため、これまで、毎年度 7 月頃にその年度の海洋開発推進計画を取りまとめていたものを、政府予算案を踏まえ年頭に次年度の推進計画を策定することとなった。これを踏まえ、平成 19 年度の推進計画を策定したものであり、この推進計画に沿って関係機関でさらに緊密な連携を図り、総合的な海洋施策の推進に資することとする。

## 目 次

第1部 基本的推進方策及び実施計画	1
. 海洋保全	2
1 . 海洋環境の維持・回復及び環境配慮への取り組み	2
2 . 地球環境問題への取り組み	9
. 海洋利用	11
1 . 海洋生物資源利用	11
2 . 海洋エネルギー・資源利用	13
3 . 沿岸空間利用	15
4 . 海上輸送	22
5 . 海洋総合利用	25
. 海洋研究	27
1 . 基礎調査研究	27
2 . 海洋保全・利用のための研究	29
3 . 基盤技術開発	32
. 海洋基盤整備	33
1 . 啓発活動	33
2 . 情報流通	33
3 . 国際問題	35
第2部 予算	37

## 第1部 基本的推進方策及び実施計画

海洋は膨大な量の生物資源、鉱物資源及び石油等のエネルギー資源を包蔵しているばかりでなく、広大な空間を有し、潮流、波浪等の尽きることのない自然エネルギーが存在する場である。また、海洋は美しい景観や親水空間を有しており、国民の価値観の多様化に伴い精神的な充足を求める意識が高まっている中で、海洋は憩いの場、レクリエーションの場等を提供する等、多面的な価値を有している。さらに、近年の科学技術の進歩は、海洋の資源や空間の新たな利用方法を産みだし、この結果、海洋の開発利用が社会経済の発展に貢献する割合は近年飛躍的に増加している。このように、21世紀の日本の発展にとって、海洋開発が果たす役割はますます大きなものとなってきている。

一方、近年の人口増加や経済社会の活動の拡大等による環境負荷の増大は、海洋汚染をはじめとして海洋生態系の攪乱や生物資源の枯渇等を引き起こしている。また、地球温暖化等の地球規模の環境問題が世界的に大きな問題となっているが、地表の約70%を占める海洋はこれらの問題にきわめて密接に関係しており、国際的な連携のもと、科学に基づいて海洋や地球の変動を予測し、有効な対策を行うための政策が要求されている。

また、国連海洋法条約が平成6年11月に発効し、我が国も同条約及び同条約第11部の実施協定を平成8年6月に締結した。国連海洋法条約は、国際社会における安定した海洋の法的秩序の確立に資するのみならず、海洋に依存するところの大きい海洋国家としての我が国の長期的かつ総合的な国益に沿うものである。

平成14年8月の科学技術・学術審議会の答申「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」では、地球規模での環境問題に対する社会的な関心の高まり、海洋利用の多様化、国連海洋法条約に見られる国際的枠組みの確立などの海洋を取り巻く社会情勢の変化から「持続可能な海洋利用の実現」を最も重要な海洋政策の立脚点として位置づけしており、基本的な海洋政策のあり方として次の3点が示された。

- ・これまでの海洋の恩恵を享受することに主眼の置かれた政策から「海洋を守る」「海洋を利用する」「海洋を知る」のバランスのとれた政策へ転換すること
- ・我が国の国際貢献と国益の均衡を図りつつ、国際的視野に立ち、戦略的に海洋政策を実施すること
- ・総合的な視点に立って、我が国の海洋政策を立案し、関係府省が連携しながら施策を実施すること

この基本的な考え方を踏まえ、我が国における海洋の各分野の基本的推進方策及び平成19年度の実施計画を以下のとおり策定する。

## ・海洋保全

### 1．海洋環境の維持・回復及び環境配慮への取り組み

#### (1) 基本的推進方策

健全な海洋環境を実現し、美しく、安全で、いきいきとした海を次世代に継承するためには、海洋環境問題の根本的問題である人間活動に伴う陸域・海域・大気からの環境負荷の削減を図るための具体的な取り組みを行う必要がある。特に閉鎖性海域においては水質汚濁に関する環境基準の達成状況は未だ低く、今後ともさらにその対策の推進を図っていく必要がある。

海洋汚染の発生は、浄化能力を超えた汚染物質等の海洋への流入が主因である。このため、陸域からの汚染物質の流入規制、流入負荷を減少させるための施設の整備等を進めるとともに、国際的枠組みに基づく船舶・海洋投棄等に起因する海洋汚染防止策の推進等に努めていく。特に、廃棄物等の海洋投入処分について、規制を強化する目的で採択された「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」（以下「ロンドン条約1996年議定書」）については、必要な法改正等を完了して、平成19年度前半に締結する予定である。また、海洋浄化のための施策やそのための各種技術開発については、自然エネルギー、海洋自身の浄化能力等を最大限に利用するとの考え方の下にその推進に努めていく。

さらに、人工化学物質の流入、油流出事故、外来生物の侵入等は生態系に大きな影響を与える可能性があり、これらを未然に防ぐための取り組みを推進していく。

このような海洋汚染防止対策を進めるとともに、未だ解明されていない点が多い海洋環境問題に関する科学的解明を目指した調査研究を積極的に推進していく。

海洋環境問題は一国のみの対応では不十分で、国際的取り組みが必要な課題であり、国際協力により調査研究、技術開発、規制等を進めていく。

海浜、干潟、藻場、サンゴ礁等は、生物種が豊富であり、これら生物が行う二酸化炭素、窒素、リン等の代謝が海洋の円滑な物質循環や浄化に重要な役割を果たすとともに産卵や稚魚の成育の場として高い生物生産力を有する。さらに、自然景勝地、野生生物の生息地として国民のレクリエーション、自然教育の場となっているなど、人間生活に多くの便益を与えている。このため、これらの海域環境の維持を十分図るとともに、侵食された海浜の回復、干潟や藻場等の保全・再生等により自然環境の回復・創出を、多様な主体の参画のもと、今後もより一層積極的に進めていく。

また、海域の自然環境の保全を図る上で必要な基礎的なデータを得るとともに、海域環境が炭酸同化作用を有しており大気中の温室効果ガスの収支に大きくかかわっている海域についての基礎的なデータを得るため、これら海域における生態系の解明等の調査研究を推進していく。

海洋が有する多様な恩恵を後世に継承し、海洋を持続的に利用するためには、海洋開発の実施にあたり、海域の持つ自浄能力や生態系及び良好な自然環境の重要性を認識し、海洋環境の保全に最大限配慮することが必要である。また、今後も、沿岸域の開発における

多目的利用や、各地での開発構想が進展していくものと思われるが、これらに対しても適切に対応していくことが必要である。このため、事前評価の実施とともに、その海洋環境に対する影響の重要性に応じて開発前と開発後で海洋環境がどう変化したかを把握し、海洋環境の保全に資するため、開発以前のデ - タ、開発後のデ - タの収集、管理が体系的に実施され、効率良く利用できるよう検討する。また、海洋環境の保全と持続可能な海洋利用、沿岸防災等との調和を図るためには、海洋環境の社会経済的な価値を適切に評価することが重要であり、社会科学的な観点を含む多角的な観点から海洋環境を総合的に評価する手法について検討していく。さらに、海洋資源の開発に関しても新たな海洋汚染を起こさないような所要の技術開発を併せて進めていく。

## (2) 実施計画

### 海洋環境の維持・回復

#### ・閉鎖性海域等の海洋環境問題対策

閉鎖性海域における水質汚濁に関する調査や水環境改善技術に関する実証試験を実施する。また、豊かな沿岸環境回復のための閉鎖性海域水環境保全中長期ビジョンの策定調査を実施する。

海域環境の保全を図るため、海面に浮遊するゴミや油の回収を計画的に実施する。また、閉鎖性海域の総合的な水質保全対策の検討を進める。

赤潮や青潮が発生し、環境改善が芳しくない東京湾の環境を改善するため、湾内の生態系を含めた自然環境メカニズムを解明し、環境変動のモニタリングを行うために、海洋短波レーダーを用いた湾内流動のモニタリング、シミュレーションモデルの整備、湾口部における環境観測施設の整備などを行うとともに、環境モニタリング調査結果等の共有や汚染源に対する環境改善対策を推進する。

東アジア海域における有害赤潮やエチゼンクラゲの増大などの海洋生態系変質の過程を明らかにするため、データ解析、生態系モデル、海域実験に基づいて検証を行う研究を推進する。

平成 13 年 12 月に都市再生プロジェクト（第 3 次決定）の「海の再生」として先行的に東京湾についての取り組みが決定され、それを受けて平成 15 年 3 月に策定された「東京湾再生のための行動計画」に基づき、7 都府県及び関係省庁が連携して干潟・藻場・浅場等の再生・創出、合流式下水道の改善、河川の直接浄化、人工衛星による赤潮の常時監視等、東京湾再生への取り組みを引き続き推進する。

また、大阪湾についても、平成 16 年 3 月に策定された「大阪湾再生行動計画」に基づき、九府県市及び関係省庁が連携して環境改善のための取り組みを引き続き行う。

さらに、平成 16 年 6 月に策定された「国土交通省環境行動計画」に基づく「全国海の再生プロジェクト」として、伊勢湾及び広島湾において海の再生への取り組みを開始する。

#### ・干潟・藻場・サンゴ礁の保全

開発による干潟・浅場の消失は、内湾・沿岸域の水質悪化や生物多様性の劣化等をまねいていると考えられている。このため、残された干潟等を適切に保全するとともに、失われた干潟等の再生・修復の検討が必要である。新たな干潟の創出や劣化した干潟の環境修復技術の確立を目指し、干潟の観測による浄化機能をはじめとした干潟の基礎的な機能や干潟をコントロールしている環境条件等の解明、干潟実験施設や造成干潟を活用した環境修復技術の開発を行うとともに、たえず不確定に変化する環境条件に対応するための順応的な取り組み方についても試行を含め、検討を進める。

また、干潟等の水質浄化機能をはじめとする多様な機能を適切に把握し、簡易に評価するための指針の策定を行う。

藻場の大規模な消失減少である磯焼けについて、原因の特定方法や改善の技術を検討するとともに、磯焼け対策のガイドラインを策定し全国に普及し、磯焼け原因の一つと考えられているウニやアイゴ等の食害生物対策を併せて行う藻場造成を事業化する。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターを拠点として、サンゴ礁モニタリングの推進、サンゴ礁に関する情報の収集・提供を行う。

サンゴ礁保全管理計画を策定することを目的に、重要なサンゴ礁の詳細分布図を作成する。

さらに、海象条件等がサンゴの生育にとって厳しい海域において、水産動物の生育環境の保全・創造を図るため、サンゴの増養殖技術開発を行う。

我が国の自然環境の基礎的資料の収集を目的とした調査（自然環境保全基礎調査）の一環として浅海域の生態系の状況を把握するための調査を引き続き行う。

#### ・有害化学物質対策

「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書（MARPOL73/78条約）」の附属書に基づく未査定液体物質の適正な査定、残留性有機汚染物質（POPs）による海洋汚染防止対策の検討、廃棄物投入処分環境影響評価調査及び日本周辺の海洋環境の状況の評価・把握を目的とした生態系の保全を含めた総合的、系統的な海洋環境モニタリング等を引き続き実施する。POPsモニタリング検討会で定めたモニタリング調査手法に基づき、POPs汚染の実態調査を全国で行う。

閉鎖性の高い海域等における海洋汚染の調査及び西太平洋、日本周辺海域における海洋バックランド汚染の観測を引き続き行う。

さらに、内分泌かく乱物質による水産資源への影響の状況把握のための調査等、ダイオキシン等の有害物質の蓄積状況の把握、魚介類への蓄積メカニズムの解明に資する調査を引き続き行う。

海洋における防汚物質の環境リスク評価手法の研究及び水産生物に対する有毒性の解明及び環境保全目標に関する研究を引き続き行う。

港湾内の堆積物に蓄積する有害化学物質は、人への影響が懸念されており、合理的な底

質管理手法の提案を目指し、化学物質汚染の実態調査、微細粒子の挙動解明等を行い、堆積物中の化学物質の分布予測モデルを構築する。また、港湾の底に堆積する高濃度のダイオキシン類を含む底質を除去するための事業を行うとともに、この浚渫土砂を大量に処理するための技術開発を行う。

ダイオキシン類の野生生物への蓄積状況や、人へのばく露実態を調査する

人の健康や生態系に潜在的に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水質、土壌等を経由して環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（環境リスク）の評価を行う。

環境に影響を与える恐れがある未規制物質について、問題が具現化した際の速やかな対応に資するため、標準的な分析方法を開発する。

#### ・砂浜の消失防止

防災上の機能と併せ、環境や利用の観点から良好な空間としての機能を有する砂浜の消失を効果的に防止するため、沿岸漂砂の特性の長期的な観測を行うとともに、土砂収支の不均衡を是正するために有効な手法として、漁港、港湾やその周辺等に堆積した砂を海岸侵食箇所へ効果的、効率的に輸送・排砂するサンドバイパス等の海岸侵食対策を引き続き実施する。

また、より有効な技術の検討・評価を行うとともに、関係機関による事業連携のアクションプログラムを策定するなどにより、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に関する取り組みを推進する。

#### ・油等流出汚染対策

油等の防除体制を強化するため、大型浚渫兼油回収船の整備や排出油防除資機材の整備更新等を行う。特に有害液体物質の防除については、有害液体物質の排出事故等に的確に対応し得る国家的な体制を確立するため、平成 18 年通常国会において海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正するとともに、国家的な緊急時計画の全体的な見直しを行い、新たに「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」を策定したところであり、引き続き対応能力を強化するとともに、関係省庁、地方公共団体等との連携強化を図る。

また、極東地域における油汚染対応体制の強化を図るため、情報収集体制の確立、関係省庁間における連携の強化、韓国等近隣諸国との合同会議、訓練を通じて国際協力を引き続き進めるとともに、より精度の高い漂流予測を行うため、リアルタイムデータの充実と漂流予測体制の強化及び波浪海域等に関する研究を引き続き行う。特に、日本海等における大規模油流出事故への緊急対応に関する日本、中国、韓国及びロシア間の協力の枠組みをとりまとめた北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)地域油流出緊急時計画が平成 16 年 11 月より本格的に実施されており、その運用を引き続き行うとともに、同計画の対象物質を危険物質及び有害物質へ拡大する検討を行う。

また、大規模な油防除活動を的確に行うために必要な沿岸海域環境保全情報及び自然環

境保全、生物の保護の観点から油流出事故の際に活用する脆弱沿岸海域図の整備等を進める。

さらに、流出油等の海洋汚染物質を迅速に把握するための蛍光ライダー計測技術の研究、微生物による流出油漂着海岸の環境修復技術に関する研究を引き続き行う。

#### ・ 放置座礁船対策

一定の船舶に保険加入等を義務付け、無保険の船舶は入港を禁止する等の制度を導入した（平成 17 年 3 月 1 日施行）。また、地方公共団体がやむを得ず行った油等防除措置や放置座礁船の撤去に関し国が支援措置を行うことにより、被害者の保護と良好な海洋環境の保全・形成を図る。

#### ・ 汚濁負荷削減の取り組み

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の閉鎖性海域においては、第 6 次水質総量削減基本方針に基づく総量削減計画により、昭和 54 年以来実施している水質総量規制を継続し、汚濁負荷削減を図る。

汚染物質の除去等の海域浄化対策事業、広域的な水域における水質環境基準を維持、達成するための各都道府県別の許容負荷量算定調査や海洋等への汚濁負荷削減を目的とする下水道事業等を引き続き行う。

海洋汚染防止のための巡視船艇・航空機を用い船舶等からの油等の不法排出の監視取締りを行う。また、工場廃水の不法排出や廃棄物、廃船の不法投棄の監視取締りを行うとともに指導等によりこれら適正処理を促進する。

海洋汚染防止のための船体構造の経年劣化対策の強化及び構造基準の体系化（船体構造強度 G B S）に関する研究、船舶からの大気汚染物質及び温室効果ガス排出低減技術に関する研究、船舶からの油及び有害液体物質流出防止に関する研究、船舶塗装からの揮発性有機溶剤排出低減技術に関する研究を引き続き行う。

FRP 廃船の不法投棄、放置沈没船化等に対処するため、平成 17 年度に地域を限定して開始された「FRP 船リサイクルシステム」全国展開のために必要な調査・検討、地域の関係者間の連絡調整を引き続き実施する。

亜熱帯地域での農地からの細粒赤土流出防止技術の確立に関する研究を行う。

#### ・ 海洋浄化

海洋環境を改善するため、汚泥浚渫や汚泥上への覆砂等を行う海域環境創造事業、漁場環境保全創造事業を推進するほか、海面に浮遊するゴミ・油を回収する海洋環境整備を引き続き行うとともに、水域環境の改善のため漁港水域環境保全対策事業を引き続き行う。加えて、漁業集落排水施設整備のため漁業集落環境整備事業等を引き続き実施する。

漁場環境の状態を把握するための漁場の長期的な環境監視調査等を実施する漁場環境モニタリング調査事業を引き続き行う。

海水交換型防波堤等の海水浄化技術の開発、付着生物及び底生生物の有機的除去能力及び潮汐作用等を利用した海域浄化技術の開発を引き続き行う。

ヘテロカプサ等の有害プランクトンにより引き起こされる赤潮被害防止のための、技術開発等を引き続き行う。

衛星データ等を活用したアジア・太平洋地域における統合的モニタリング、評価体制を構築するとともに、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)を推進するため、富山に衛星データ受信局を設置し、海洋環境のリモートセンシング手法の開発等を引き続き実施する。

沿岸環境の水質悪化のメカニズムの解明及び浄化手法の研究開発を実施する。

#### ・海洋環境影響評価技術開発研究

原子力発電所等周辺の主要漁場等における海洋環境放射能総合評価等を引き続き行う。海域の放射能調査等に資するための海洋モニタリングシステムの開発を引き続き行う。

さらに、広域及び長期の海洋環境の変動を観測・予測するために、航空機、海洋観測衛星、合成開口レーダー、海洋レーダー、ライダー及びブイを用いた海洋環境評価手法の開発研究を引き続き行う。

海水、海底土等の海洋の放射能調査を引き続き行う。

#### ・沿岸域の海洋保全の取り組み

海岸における生態等の環境情報を広域かつ長期的に収集・管理するため、海岸等に活動の場を持つ地域の水族館、大学、NPO法人、市民等との協働・連携した調査の実施体制や手法について引き続き検討する。

大規模な漂着ゴミは、海岸堤防・砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の対象を拡充し、大規模な漂着ゴミを緊急的に処理する。

海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなど危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するためのガイドラインを策定する。

また、海浜の美化、漁場におけるゴミ等の廃棄物の回収・処理、漁業操業時に入網したゴミの持ち帰り処理等を引き続き推進するとともに、ボランティア等が行う海浜美化活動、生態系保護・育成活動等を支援・協力する。

さらに、ボランティアの清掃活動等で他の規範となる個人・団体への表彰を引き続き行う。

漂流・漂着ゴミの削減に向けた国際的な協力関係を構築するため、漂流・漂着ゴミに関する国内外の情報収集等を実施する。さらに、より効果的な発生源対策や清掃・運搬・処理を進めるために、一定範囲のモデル海岸地域における地域全体の漂着ゴミの状況や地域特性について情報を収集し、対策のあり方を検討する。また、環境保全上の価値が高い海

浜等について、実験的なクリーンアップとフォローアップ調査により、効果的な清掃・運搬・処理の手法を検討する。

国立・国定公園の海域の保全及び適切な利用のあり方について調査・検討を行う。

・ バラスト水による外来生物種侵入防止対策

船舶のバラスト水中に混入するプランクトン等の各種生物が、バラスト水の排出に伴って本来の生息地でない場所に移動することにより、生態系に有害な影響を与え、人の健康や経済活動に被害をもたらすとされている。この対策として世界的に統一した規制を行うため、2004年(平成17年)2月にIMOにおいて、バラスト水管理規制条約が採択され、条約実施に必要な指針の検討を行っている。

・ 海洋の健康診断表提供による海洋環境の保全

海洋に関する様々な観測データを収集・整理し、その変化傾向等を評価した「海洋の健康診断表」を引き続き提供することにより、海洋の環境状況を常時把握するとともに、地球温暖化予測に基づく適切な対策、海洋汚染の防止等海洋環境保全のための対策策定・実施に寄与する。

海洋環境に配慮した取り組み

・ 海岸保全における環境配慮

海岸周辺において生息生育する動植物や景観に配慮した、環境にやさしい海岸保全施設等の整備を引き続き推進する。

・ 港湾及び漁港整備における環境配慮

港湾では、開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉えた「港湾行政のグリーン化」を図るため、生物に配慮した消波ブロック・護岸・防波堤等の港湾構造物の整備、汚泥その他公害の原因となる物質の除去、覆砂による水質・底質の改善に取り組むほか、多様な生物の生息地である干潟・海浜・藻場等の再生等を計画的に行う。循環型社会に貢献するため、自然再生事業の実施にあたっては、浚渫土砂・リサイクル材料の有効活用に努めるとともに、必要な研究開発を行う。

また、漁港整備においては、漁港・漁場の水域環境の保全や水産資源の増殖機能の確保のため、漁港環境整備、漁業集落環境整備、沿岸環境緊急回復等の事業との連携のもと引き続き、海水交流機能を有する防波堤等の整備、水産動植物の生息・繁殖が可能な護岸等の整備並びに自然環境への影響を緩和するための海浜等の整備を総合的、計画的に行うほか、浚渫土砂や水産系副産物の活用を推進する。

・ 海洋資源利用における環境配慮

水産加工における廃棄物再資源化、環境に悪影響を与えることなく漁網や船底への生物

付着を防止する技術の開発等を引き続き行う。

また、緊急度が高く調査可能な希少水生生物について、現地調査・保護手法検討に着手するとともに、国際的に問題とされているサメ類・海鳥の混獲に対処するため、サメ類の保全、管理及び海鳥の混獲削減に関する国内行動計画の実施を進める。

遠隔海域における石油等開発の環境保全に資するガイドライン素案の作成に必要な調査を行う。

## 2. 地球環境問題への取り組み

### (1) 基本的推進方策

地球温暖化等の地球規模の環境変動に伴い、海面上昇、高潮等の災害、水産資源の変動等の食糧問題、サンゴやマングローブ消失等の環境への影響等が危惧されており、これらの問題に適切に対応することが重要である。

地球温暖化等の地球環境問題に対応して、地球規模の環境保全施策の推進を図るには、地球全体を統一的な体系として捉えた上でその基盤となる諸現象の解明を行う必要があり、このため、地球規模での気候システムに大きな影響を与えている海洋に関する知見を蓄積することが必要不可欠である。また、地球的規模の環境変動に伴う海洋環境自身の変化を予測するためにも海洋に関する知見の蓄積が求められている。このような観点から、地球規模の海洋現象とその変動の解明及びその予測を可能とするために、全球規模の観測手段を適切に配置し、長期観測の実施により海洋現象を定常的に観測してその長期トレンドを捉え、また、関係機関の能力を結集した集中観測の実施により、特定の海洋現象のメカニズムを解明するという2種類の取り組みを効果的・効率的に推進していくことが極めて重要である。

このようなグローバルな観点から研究を進めていくべき分野に関しては、国際的な協力体制の下に進めていくことが不可欠であり、特に北西太平洋を中心とする海域において海洋観測・調査面で積極的な役割を果たしていくとともに、先進諸国との協力や広大な水域を有するアジア太平洋諸国との協力を進めていく。

### (2) 実施計画

#### ・地球変動予測研究

地球温暖化、異常気象等の地球規模の変動現象の解明とその予測の実現のため、気候変動予測、水循環変動予測、地球温暖化予測、大気組成変動予測、生態系変動予測、分野横断型モデル開発及び総合研究といった地球環境予測研究を推進する。エルニーニョ監視予報業務を引き続き実施するとともに、数値モデルの技術開発を引き続き行う。

さらに、地球変動予測のためのシミュレーション研究を効率的かつ効果的に推進するために、世界最高レベルの計算能力を有する計算機「地球シミュレータ」の安定・効率的な運用や研究開発及・研究支援等を行う。

- ・炭素循環機構の解明

海洋地球研究船「みらい」等により日本周辺及び北太平洋等の精査海域において、高精度の観測を実施し、炭素循環のメカニズムの解明を行う。

- ・海面上昇への対応

験潮所の地心絶対高を人工衛星レーザー測距等の宇宙技術を用いて検出する調査、海面水位変動メカニズムの解明及び影響に関する研究、海面上昇を検潮と汎地球測位システムや超長基線電波干渉計等の測地学的な手法を使って検出する研究を引き続き行う。

- ・二酸化炭素海洋隔離技術の開発

陸上の大規模発生源で回収した二酸化炭素を海洋、深海や海底下帯水層など海洋環境に隔離・貯留する技術の開発を引き続き検討する。また、このような二酸化炭素の海洋隔離法の環境影響評価に係る研究開発を引き続き行う。

- ・温室効果ガスの観測

日本と東南アジア・オセアニア間を運航する定期貨物船を用いて、放射強制力を有する大気中の微量温室効果ガス（メタン、亜酸化窒素、代替フロン類、対流圏オゾン）とブラックカーボン（すす）の多成分を包括する長期観測モニタリングを実施し、排出量推定を行う。観測船によって海洋中の温室効果ガスの長期観測モニタリングを実施し、海洋が大気中の温室効果ガスに及ぼす影響を定量的に把握する。

- ・サンゴ礁の保全

国際的なサンゴ礁保全を推進するために、国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の枠組みを通じ、アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベースの構築を進める。

## ・海洋利用

### 1．海洋生物資源利用

#### (1) 基本的推進方策

海洋生物資源は世界の食料資源として特に重要な地位を占めており、世界的にみても今後ともその位置づけはますます重要になると考えられる。特に、世界の海洋生物資源の需給は、開発途上国の人口増加等に伴い逼迫に向かうことが予想されており、将来的な安定供給の確保等を講じていく必要がある。

海洋生物資源は、再生産可能な資源として、生態系全体の維持、環境汚染の防止等に配慮し、適切な管理・保存を行えば持続的な利用が可能であり、我が国の排他的経済水域において「資源管理型漁業」及び「つくり育てる漁業」の一層の推進を図る等、海洋生物資源の増大を図るための資源の培養・管理に関する技術の開発、漁場・漁港・漁村の整備等を積極的に推進していく。また、公海をはじめとする海域においても、関係国との積極的な協力により、海洋生物資源の適正な保存、管理、利用等を実施していく。

我が国周辺海域は、世界の三大漁場の一つといわれるほど生産力の高い海域である。特に我が国の沿岸域は生産性が高いばかりでなく、需要の多い魚介類を多種類生産する等、重要な海域である。海洋生物資源は、複雑な生態系のなかで調和を保って維持されており、海洋開発に当たっては、水質悪化等によって海洋環境並びに海洋生物資源の保護培養の場が破壊されることのないよう慎重に対応するとともに、陸域の開発においても今後とも海洋環境への配慮を行っていくことが必要である。

海洋生物資源の利用については、従来からの利用に加えて、近年、人体に好ましい影響等を与える機能を有する食品に加工するための利用等、水産物の付加価値を高めた利用や海洋生物の有する特殊な代謝機能や生体物質等を工業、医薬品原料に利用する新しい試みが進められてきている。海洋生物は、陸上とは異なった環境下に生息し、また、陸上生物と比べて起源が古くその種、個体数が多いことからユニークな代謝機能や生体物質等を持ったものが多い。これらの特徴を積極的に利用していくため、海洋生物に関する基礎的な理解を深める研究や利用の研究を進めるとともに幅広い研究体制の充実を図っていく。

#### (2) 実施計画

##### 水産資源の持続的利用の推進

水産基盤整備（漁港・漁場及び漁村の整備）に関しては、漁村等の社会経済的調査、今後の水産基盤整備の基本方針の策定及び水産基盤整備の効果を地域経済に取り込む等のフォローアップに必要な調査、設計・計画技術基準の策定及び技術情報の整理・分析に必要な調査、積算施工に必要な標準積算・施工基準等の検討及び施工技術の開発に必要な調査、大きな効果が期待される新しい水産基盤施設の新技术開発に必要な調査及び実用化のための実証試験、水産基盤整備の生物環境への影響・効果の把握や生物の生息場を効果的に創出するために必要な生物環境等の調査、水産関係公共事業等の事業評価及び政策評価の評価手法のさらなる開発、直轄事業等の事業計画の検討、

我が国の資源管理施策を推進するため、大規模漁場整備を念頭においた開発のための調査、全国で特異的な環境にある有明海における底質改善のための技術開発調査を行う。

水産資源の持続的利用を図るため、漁場環境の保全や基礎生産力の向上に資する技術開発を行う。

我が国周辺水域内の漁業資源の現状分析等の資源評価を行うための調査、沿岸・沖合域における漁海況情報の収集、分析、提供を引き続き行うとともに、大陸棚の限界延長が見込まれる水域の定着性生物資源の基礎的知見を収集するための調査を行う。

水産資源の適切な保存管理を図るため、特定の魚種について漁獲可能量（TAC）や漁獲努力可能量（TAE）を決定する等の措置をとっているが、その一環として漁獲情報などをとりまとめるコンピュータネットワークの維持管理等を引き続き行うとともに、都道府県や漁業団体におけるTAC管理やTAE管理の実施を支援する。

特に資源状況が悪化している魚種については、順次、広域または地域のレベルにおいて、漁獲努力量の削減、資源の積極的培養、漁場環境の保全等の資源回復のための措置を総合的に推進することを内容とする「資源回復計画」の作成を推進し、計画的に実施する。併せて量のみでなく、質・コストの改善にも資する取り組みも行う。

また、漁協等が地域の実情に応じた質・コストの改善にも資する取り組みを行うための具体的な取り組み方針を、モデル的に作成する。

漁業調査船「開洋丸」等により、国際協力体制の下での資源量調査や資源動向に影響を及ぼす海洋環境調査を引き続き行う。また、新たな漁場の開発及び既存漁場の拡大を図るとともに、混獲回避手法を導入するための企業化調査事業、資源水準に見合った漁獲量でも生産コストの削減、漁獲物の付加価値向上により、経営が成り立つ合理的な新しい漁業生産システムを構築するための実証化調査事業を引き続き実施するほか、200海里体制の定着及び公海における漁業規制等の強化に対応して我が国200海里内の沖合漁場の有効利用を図るため、沖合域に設置した中層型浮魚礁の有効利用方策に関する調査及び漁業者による自主的な資源管理を図るための調査事業を引き続き行う。

平成19年度を初年度とする新たな漁港漁場整備長期計画のもと、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上のための漁場の整備及び水産資源の生産の場として重要である藻場・干潟の保全・創造並びに、漁港及び漁村の整備を総合的かつ計画的に推進する。また、栽培漁業については資源回復支援施設の整備及び適地への種苗放流の支援を、海面養殖業については「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画の普及等を通じて安全安心な養殖生産の推進に対する総合的な支援策を実施する。

また、さけ・ます資源を適切に管理しつつ、効率的な放流を行う。

#### 海洋生物資源利用のための開発研究

海洋生物資源であるキチン・キトサンの微生物生産と利用化の研究及び海洋生物によるバイオミネラリゼーションに関する研究を引き続き行う。

また、海洋及び深海底や地殻内という様々な環境下の生物圏に棲息する生物の有機機能を活用することを目的として、海洋・極限環境生物研究を実施し、さらに研究成果の民間活用を図るため、深海バイオ事業化推進計画を運営する。

未利用魚介類等の有効利用・高付加価値化のための技術開発を引き続き行うとともに、利用拡大に向けた中間原料の開発等加工技術の高度化に着手する。

省エネルギー化、低コスト化等の観点からの漁具、漁法、漁船等の漁業新技術の開発等を引き続き行う。

## 2. 海洋エネルギー・資源利用

### (1) 基本的推進方策

海洋には、風力・波力・潮力・温度差・太陽光等のクリーンで尽きることのない自然エネルギーが広く分布しており、循環型社会の実現に適應する新エネルギー及び再生可能エネルギー・資源の利用に取り組むことが重要である。特に島嶼等におけるローカルなエネルギー源としての観点からも、その利用が期待される。我が国としては、長期的観点から海洋エネルギー利用技術の研究開発を行っていく。実用化のためには、特に水質改善や深層水利用等との複合システムが有効と考えられ、そのようなシステムの開発を進めるとともに、海洋エネルギー利用のためにより有利な条件の多くの適地を有する開発途上国等に適合したシステムの開発を進めていく。

また、我が国の領海、排他的経済水域、大陸棚の海底及び海底下には、多岐にわたる鉱物資源、エネルギー資源が賦存しており、これらの資源は海洋生物資源及び海洋エネルギーと並んで我が国の生活基盤を支えるために大切である。鉱物・エネルギー資源は将来国際的に不足するとの予測もあり、賦存調査とともに、環境影響の極小化を図りつつ海洋における鉱物・エネルギー資源の採取・生産についても、継続的な技術開発を進める必要がある。

マンガン、コバルト、ニッケル等の鉱物資源は、日用品からハイテクノロジー分野まで広範に利用されており、かつその強硬度、強磁性等の特性から代替が困難な重要な資源である。しかしながら、我が国は、これらの鉱物資源のほとんどを輸入しており、またその多くは特定地域に偏在していること等、その供給構造は極めて脆弱である。これらの鉱物資源の中長期的安定供給体制の確立は、我が国の社会経済活動はもとより、世界全体のより一層の経済発展の基盤ともなることから、これらの鉱物資源の相当量が賦存する可能性がある海洋における調査、開発等を、国連海洋法条約をはじめとする海洋の法的秩序の下で、中長期的観点から推進していくことが極めて重要である。このため、海洋鉱物資源の賦存状況調査等を推進していく。

石油・天然ガスは、社会経済活動の維持、発展を図る上での重要な鍵であるが、石油については将来特にアジア太平洋地域において需要の増大が、また、天然ガスについては供給形態等に制約があるものの、石油代替エネルギーの一つとして、また、地球環境への負荷が相対的に低い現実的なエネルギーとして今後世界的にその需要の増加が予想される。

このような状況下において、これら資源のほぼ全量を輸入に頼る我が国としては、世界における中長期的な安定供給体制の確立が我が国の社会経済活動の安定的な発展につながるとの認識に立ち、国際協調を基本に、我が国のエネルギー政策全般と調和をとりつつ、海洋における石油・天然ガスの探鉱・開発による供給量確保、海洋資源保有国との友好関係の維持増進、海洋資源開発技術の開発等を積極的に推進していく。

今後、海洋における石油・天然ガスの探鉱・開発活動がより環境条件の厳しい大水深海域や極地域へウェイトを移すとともに、発見される油田・ガス田の規模も中小規模化することが予想されることから、供給面の多様化に向けて長期的観点にたってこれら諸条件を克服するための不断の技術開発を行っていく。

大陸棚については、国連海洋法条約では、海底の地形・地質が一定条件を満たす場合、沿岸国は200海里を超えた一定の海底等について大陸棚の外側の限界を延長させることが可能であるとされており、これまでの調査の結果、新たに我が国の大陸棚とすることができる可能性がある海域の存在が明らかとなっている。大陸棚の限界延長に際しては、「大陸棚の限界に関する委員会」へ大陸棚の地形・地質に関するデータ等大陸棚の限界に関する情報を提出する必要がある、我が国の場合は平成21年5月までにこれを行わなければならないこととされていることから、関係省庁間の緊密な連携のもと、着実かつ効率的に大陸棚調査を実施する。

## (2) 実施計画

### 再生可能エネルギー・資源利用

波エネルギー利用型防波堤の実用化のための長期耐久性試験の成果を踏まえ、現地への適用方策の検討を進める。

洋上太陽エネルギー、浮体式洋上風力発電プラント、海底資源開発基地等に利用可能な浮体式外洋上プラットフォームの研究開発を進める。

海水淡水化技術については、他の淡水化方式に比べ省エネルギーかつ低コスト型である「逆浸透法」技術の国内外への普及・導入を図る。

### 海洋鉱物・エネルギー資源利用

#### ・海洋鉱物利用

深海底鉱物資源探査専用船「第2白嶺丸」による西部太平洋海域におけるコバルトリッチクラスト鉱床賦存状況調査等を引き続き行う。

#### ・エネルギー資源利用

国内石油天然ガス基礎調査、大水深域における石油資源等基礎調査、極限海域における海洋構造物の基礎調査研究、メタンハイドレートの商業的生産技術の確立を目指し、探査・生産技術等に関する研究開発を引き続き行う。

また、3次元物理探査船を導入するとともに、大陸棚石油・天然ガス開発に関する事業

を引き続き行う。

- ・資源利用等の基本となる知的基盤整備

地質調査船等を使用して日本周辺海域の海洋地質調査研究を実施し、領海・大陸棚等の地質に関する基盤情報を整備する。

- ・大陸棚画定調査

大陸棚画定については、大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議（大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議が改組・拡大）で平成 16 年 8 月に取りまとめられた「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、関係各省庁の緊密な連携のもと、「大陸棚の限界に関する委員会」へ大陸棚の地形・地質に関するデータ等大陸棚の限界に関する情報を提出するために必要な海域における調査（精密海底地形調査、地殻構造探査及び基盤岩採取）を実施する。

また、大陸棚の限界延長に関する情報の作成等を効率的に実施するために、調査成果を一元的に収集、整理、保管及び提供する。

### 3．沿岸空間利用

#### （1）基本的推進方策

我が国における海洋空間の利用に関しては、従来から沿岸域の埋め立てによる公共施設用地、住宅用地、工業用地等の造成が図られてきているほか、石油の備蓄基地としての利用が進められている。また、漁場の整備開発や漁港の整備、港湾・航路や橋梁等の整備、廃棄物処分場の整備等も行われてきている。さらに、近年の国民の余暇需要の増大に伴い、海洋性レクリエーションのための施設の整備や海浜空間等の整備が行われてきている。また、今後は、人工島、浮体式海洋構造物、静穏な海域の創出、安全で快適な沿岸域の創出等による新たな複合的な海洋空間の創出も求められている。このように海洋空間は多くの利用分野が重複しており、特に海岸線に近い部分では物理的にも飽和状態となっている状況も見受けられる。また同時に、多様な環境下に数多くの生物が生息し、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼしている空間でもある。

このため海洋空間の利用を推進するに当たっては、自然環境の保全、良好な環境の創出を図るとともに、地域、海域の特性や技術の進歩を踏まえつつ、利用分野間で連携を図り多様化する利用要請に的確に応えた秩序ある利用の推進を図っていく。また、優れた自然環境を有する沿岸域の保護、国土の保全、海上の安全の確保、沿岸域における津波等による災害への対応を図っていく。

近年、海洋空間の利用は、沿岸域を中心に、地域社会の一体化と各国間の相互依存関係が深まる中で多面的な交流・連携を推進するための交流拠点の形成や、地域の社会経済の特性等に強く依存した多面的な利用要請が顕著になってきている。このため、全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン - 地域の自立の促進と美しい国土の創造 - 」の考え方を踏まえつつ、地域や海域の特性に応じた沿岸域の利用の推進を図っていく。

東京湾、伊勢湾、大阪湾や瀬戸内海においては、従来から高密度な海洋空間の利用が図られており、生活、産業、物流等の各方面にわたって、貴重な空間として利用されている。これらの海域については、首都圏整備計画等における沿岸域の考え方を踏まえ、多様な要請に応えるため、総合的、長期的かつ広域的視点に立ち、その秩序ある利用と保全を図っていく。特に大阪湾については、大阪湾臨海地域開発整備法の趣旨に基づき適切な整備を進めていく。また、これらの海域における新たな埋め立て地の造成については、その必要性を慎重に検討するとともに、国土の保全、海上の安全の確保を図り、環境に及ぼす影響等に十分に配慮していく。さらに、これらの海域の持つ海水交換特性等の自然浄化機能を助長し、良好な水質、底質、景観の確保等その適切な保全を図り、経済社会の進展や産業構造の変革に伴う多様な要請に応えるため、その周辺沿岸域と機能の適切な分担を図りつつ、地域特性を生かした秩序ある利用を進めていく。

また、海岸保全は、海岸域に集中する人命、財産及び狭あいな国土を守るとともに良好な海岸域の形成を図るものとして、その意義は重要である。このため、高潮、波浪、津波、海岸侵食等に対し必要となる安全度の確保に向けた海岸保全施設の整備を推進していく。その際、複数の施設を組合せ、砂浜による消波効果を活かした面的防護方式による整備を進める。また、必要に応じて、海とのふれあいを求める人々のニーズに応じて緩傾斜護岸、遊歩道等の水に親しめる機能を付与する等、魅力ある海岸空間の創出を図っていくとともに、海岸の良好な自然環境の保全を図る。

## (2) 実施計画

### 環境に配慮した空間利用

#### ・港湾及び漁港

港湾では、開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉えた「港湾行政のグリーン化」を図るため、干潟・藻場等の再生等や臨海部の廃棄物処分場跡地を活用した大規模緑地の整備のほか、沿岸域における自然再生事業の促進や、海域の浄化を推進するための海域環境創造事業、良好な港湾景観を形成するための港湾景観形成モデル事業など、人々が水際線に自由かつ安全、快適に行き来することができ、豊かな生態系を育むような魅力的な空間を確保するための事業を推進する。

漁港においても良好な沿岸域の環境を維持していくために重要となる藻場・干潟等自然環境の保全・創造を図りつつ、沿岸域を高度に利用するための自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業及び都市住民等の一般来訪者との交流を促進するための漁港交流広場整備事業を推進する。漁業集落環境整備事業などによる、漁村の生活環境の改善に必要な施設の整備については、「農山漁村高齢者ビジョン」に基づき、高齢者にも配慮した施設整備を引き続き行う。

循環型社会の実現を図るため、海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成を推進する。

- ・ 廃棄物処理

廃棄物については、発生抑制、再利用、再生利用の徹底を前提に、港湾の適正な開発・利用・保全との整合性や海洋環境の保護及び保全に対する適切な配慮を払いつつ、廃棄物の海面処分場やフェニックス計画に基づく広域処理場の計画的な整備を引き続き行う。

逼迫した廃棄物の処理問題に的確に対応するため、中間処理により減量化・無害化された廃棄物を廃棄物海面処分場に受け入れる。

- ・ 海岸保全

生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した海岸整備を行う「エコ・コースト事業」や、水産生物の産卵、育成の場の造成と、背後の海岸の防護を一体的・効率的に行う「魚を育む海岸づくり事業」等、自然環境と調和した海岸整備を行う。また、白い砂浜と緑の松林の続く、優れた景観を有する海岸を保全するため、「自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）」の推進を図る。

#### 効率的な空間利用

- ・ 防災

大規模地震の発生に備え、港湾や漁港等の施設の耐震性の強化や液状化対策を引き続き行うとともに、防災拠点等の整備を推進する。具体的には、首都圏全体を対象とした広域防災オペレーション、都市部での大規模なオープンスペースとして、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備及び広域防災拠点ネットワークの形成を図る。さらに、地震調査研究推進本部「地震に関する基盤的調査観測等の計画」及び「今後の重点的調査観測について」を踏まえ、海域での機動的観測及び海底地震総合観測システムの整備を引き続き行う。背後に人口・資産が集中し、津波・高潮・侵食による被害が予想される地域において、海岸保全施設整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸環境整備事業等の海岸事業を引き続き行い、海岸の保全を図る。

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震やそれに伴う津波災害に対して、堤防の嵩上げ、耐震化、水門等の自動化・遠隔操作化等を図るとともに、ハザードマップ作成支援等を行うことで、ハード・ソフト一体となった津波対策を推進する。

特に、堤防・護岸の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生後の堤防・護岸の防護機能の低下による浸水被害から人命や資産の防護を図るため、平成19年度には「海岸耐震対策緊急事業」を創設し、ゼロメートル地帯等において耐震対策を推進する。

水門等の一元的な遠隔操作及び津波・高潮の情報収集・提供に資する「津波・高潮防災ステーション」の整備、災害時要援護者を津波・高潮等の海岸災害から防護する「災害弱者対策事業」、東南海・南海、東海地震等の大規模地震津波等への対応を図る「総合的な津波・高潮災害対策の強化事業」を引き続き実施する。

大規模な流木等や漂着ゴミは、海岸堤防・砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、平成19年度には「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充し、大規模な流木等や漂着ゴミを緊急的に処理する。

東海地震等大規模地震の発生が懸念され、特に東南海、南海においては津波防災が重要視されている中、平成15年十勝沖地震において発生した地震により大きな被害が発生した。津波被害を最小限に抑えるために必要な、海岸における津波の細やかな浸水シミュレーションや避難警戒システム等の開発を効率的に行うため、航空機からのリモートセンシング（遠隔探査）技術を活用し、海岸堤防と背後地盤高を合わせた高密度かつ高精度（誤差十数cm）の3D電子地図を作成する。

「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」の一環として東南海・南海地震を対象とし、これらの地震のおこる順番や規模などの発生パターンを考慮しつつ、太平洋沿岸に位置する東海地方以西の大都市圏を襲う地震動、津波の挙動や大規模ライフライン網の安全性についての総合的シミュレーション技術の開発を行う。同時に、地震発生時の被害を少なくするために関係機関及び個人の災害対応行動を最適化するための方策に関する研究開発を実施する。

#### ・産業等の創生

臨海部土地造成事業や、既存の臨海部用地の再編、岸壁、道路等の整備等により高質な産業空間の整備を引き続き行う。特に、大都市地域における臨海部等の工場跡地については、都市再生においても、大きなポテンシャルを有しており、引き続き、関係省庁の連携により、大規模プロジェクトの迅速かつ円滑な実施を支援する等、有効利用促進に向けた取り組みを推進する。持続的な生産体制を構築するのに必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備を引き続き行う。また、平成19年度を初年度とする新たな漁港漁場整備長期計画のもと、流通拠点産地や中核的な生産拠点産地の機能の強化による国際競争力強化と力強い産地づくりのため、漁港漁場整備事業等を推進する。さらに、漁港施設災害復旧事業を引き続き行う。

多様化・高度化する流通・消費システムに的確に対応し、安全かつ高品質な水産物を安定的に供給するとともに、水産物の流通加工分野における「循環型社会」への的確な対応を推進するために必要な流通・加工施設の整備を引き続き行う。

また、離島等生活条件の不利な地域において、生産、生活や交通基盤の充実を図るため、港湾及び漁港の整備を引き続き行うとともに、主要産業である水産業の持続的な発展を推進するため漁港・漁場及び漁村の整備を総合的に推進する。さらに、旅客ターミナル等住民の足となっている生活基盤について、引き続き整備を促進するとともに、旅客用乗降施設のバリアフリー化等利便性向上のための改良を実施する。海外から資源、エネルギーを受け入れるための岸壁、防波堤等の輸入ターミナルの整備及びそれを貯蔵するための場を提供する臨海部土地造成事業を引き続き行う。

#### ・道路、空港等の整備

臨海部における生活基盤整備のために、道路事業や下水道事業等を引き続き行う。

道路事業として横浜横須賀道路、伊勢湾岸道路の事業を引き続き行う。関西国際空港については、2007年8月2日に二本目の滑走路が供用され、我が国初の本格的24時間運用が可能な国際拠点空港となる。平成19年度は、供用に向けて引き続き必要な手続きや関連工事を行うとともに、一期事業について既存施設の能力増強を実施する。また、東京国際空港については、再拡張事業として、新設滑走路の工事整備等を行うとともに既存施設についての空港能力、利便性、安全性の向上を図る機能向上事業を実施する。

賑わいのあるウォーターフロントの形成のため、公園・緑地、人工海浜等の整備を引き続き行うとともに、民間の資金・ノウハウの活用による文化交流施設等の整備の推進を引き続き行う。

#### ・海岸保全

海岸の「防護」に加え「環境」と「利用」を目的に位置づけ、海岸保全区域以外の国有海浜地を海岸法の対象に追加、地域住民等の意向を反映する計画制度の創設、海岸の日常管理を市町村がその発意に基づき実施することを可能にする制度の創設、自動車の乗り入れの制限等、海岸環境の保全のための措置の導入、国による直轄管理制度の創設等について改正した海岸法に基づき、平成12年5月に策定した海岸保全基本方針に沿って、防護、環境、利用の調和のとれた海岸の保全を引き続き推進する。

また、約40万km<sup>2</sup>の排他的経済水域を有する沖ノ鳥島において、老朽化している海岸保全施設の適切な維持管理を引き続き行うとともに、海象観測用レーダー等の高度な情報収集システム等を活用し管理の充実を図る。

#### ・海洋空間利用に関する調査、技術開発

埋立地の経済的な地盤対策工法に関する研究及び遠心力模型実験施設を利用し、地盤沈下等の影響を測定する研究等を引き続き行う。また、地域海洋通信整備事業を引き続き行う。さらに、港湾や海岸の基盤施設の性能評価とライフサイクルマネジメントに関する研究や知能化材料を用いたモニタリング技術に関する研究、長周期波に関する研究及びバイラテラル操作系を用いた次世代水中作業機械システムに関する研究、波による地盤の液状化に関する研究を行うとともに、全国港湾海岸波浪情報網によるデータ取得・解析を進める。海岸事業に関する調査として、海岸事業の計画及び実施等に係る調査、浸水予測図作成等に関する3次元電子地図（データベース）の構築を引き続き行うとともに、沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討を図るため、サンゴの増殖による島の保全対策とあわせ、島の保全や礁内・周辺海域の利活用に必要な電力等の確保方策の検討を進める。海中構造物設置技術の研究開発を引き続き行う。

環境への負荷が小さく、新たな海洋空間の創造が可能な超大型浮体式海洋構造物（メガ

フロート)の普及促進を図る。

漁港や港湾において、安全性が高く親水機能を有する防波堤や護岸に関する開発研究を引き続き行うとともに、情報化された施工システムの開発や新形式構造物、施工管理技術の研究開発・現地実証試験等を引き続き行う。

#### 市民の親しめる海洋空間

##### ・レクリエーション空間整備、普及促進

「みなと」の資産を再評価し、地域の交流や賑わいの拠点として有効活用を図るため、市民が主体となって計画づくりや「みなと」の施設を利用したイベント等を開催し、市民に親しまれる活力のある「みなと」空間を形成する「みなとまちづくり」を推進する。また、地域の方々や観光客など多くの人が気軽に立ち寄り交流する憩いの場として、海浜や旅客ターミナル、広場など、「みなと」の施設やスペースを活用した住民参加型の継続的な地域振興の交流拠点となる、「みなとオアシス」の全国展開を図る。

さらに、港湾管理者や地域が主体となって、「運河」を核とした魅力ある地域づくりを進める「運河の魅力再発見プロジェクト」や、港湾ネットワークを活用した地域連携を促進する「瀬戸内・海の路事業」等、みなとを拠点とした地域づくりや観光交流を図る取り組みの支援を行う。

海洋性レクリエーションの普及促進を図るため、ゆとりある国民生活の実現に資する海洋性レクリエーションに関する調査を行う。また、マリンスポーツやレジャーなど海洋性レクリエーション活動だけでなく、自然体験活動や環境教育活動の拠点としてマリナー等を積極的に活用していく。

既存のマリナー等の施設を活用した「海の駅」の全国展開にあわせて、「海の駅」を有機的に結ぶことにより「海の駅」間のネットワーク化を図り、新たなクルージングルートの開発や「海の駅」の地域情報(観光、イベント等)の発信、地域における親水事業の推進等によって、マリンレジャーの振興とともに地域活性化の支援を行う。

海岸部のレクリエーション施設整備等と連携した施策として、道路、公園、下水道、海岸整備を一体として行い、地域づくりに資する「C.C.Z.(コースタル・コミュニティ・ゾーン)」や海辺における自然体験活動、環境教育、マリンスポーツに利用しやすい海岸づくりを行う「いきいき・海の子・浜づくり」、消波工等の異形ブロックを沖合施設に転用してなぎさを回復させる「なぎさりフレッシュ事業」、海辺における健康増進活動を支援するための施設整備として、高齢者や障害者が容易に利用できる海岸の整備を行う「海と緑の健康地域づくり(健康海岸)」を引き続き行う。

リゾート地等において、海浜の多様で高度な利用を図るため、ビーチ利用促進モデル地区においてマリナー等とあわせて大規模・複合的な人工ビーチの整備を引き続き行う。

さらに、海岸環境整備事業、漁港環境整備事業により緑地、広場、親水施設等の整備を引き続き併せて実施する。

#### ・プレジャーボート等の適正な係留・保管の促進

港湾においては、魅力あるウォーターフロント空間を創造するために、海洋性レクリエーションの中核施設であるマリーナの整備を促進するため、民間事業者及び第三セクターが行うマリーナの整備に対して、日本政策投資銀行等による長期・低金利の融資の支援を行っている。

他方、放置艇を解消し臨海部の環境改善を図るためには、規制措置と係留・保管能力の向上とを両輪とした対策が必要である。港湾では、港湾法に基づく船舶等の放置等禁止区域の指定を促進するとともに、運河・水路等の既存の静穏水域を活用し、係留施設( 棧橋、係留杭、係船浮標等)、駐車場、トイレ、斜路、ボートヤード等の必要最低限の設備を備えた簡易な係留施設である「ボートパーク」の整備を推進する。

漁港では、漁港漁場整備法に基づく船舶等の放置禁止区域の設定を適切に実施するとともに、水産業と海洋性レクリエーションの調和を図るため、遊漁船等を漁船と分離収容する施設( フィッシャリ - ナ) の整備を推進する。

#### ・クルーズの振興

我が国においては、高齢化社会の到来を迎え、ゆとりある生活が指向される中、改めて客船クルーズ旅行の魅力が認識されつつある。

しかしながら、我が国クルーズ人口は、先進諸外国と比べるとまだまだ少ない状況であり今後、より多くの国民にクルーズの楽しさへの理解を深めてもらうためには、クルーズ船の安全運航を確保するとともに、クルーズ会社、旅行代理店、港湾管理者、観光当局、地方自治体、航空事業者等、クルーズ関係者間の連携を深めていく必要がある。

このため、地方におけるクルーズ振興のため、クルーズ関係者を構成員として設立された「地方クルーズ振興協議会」の事業を引き続き支援する。

#### ・安全確保

海洋性レクリエーション活動に伴う事故を未然に防ぐため、ポスター、パンフレットの作成、配布を行うとともに、体験乗船や港内の一部を開放して行うボート天国等の機会を通じて安全についての意識や技術の向上を図る。

海洋性レクリエーション等の安全に資するため、インターネット等を利用して気象・海象情報等の提供の充実を図る。

#### ・ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、地域の教育・福祉行政等とも連携しつつ、訪れる全ての人々が利用しやすい海岸づくりを推進する。

#### ・住民参加型の海辺づくり

海岸清掃等における地域住民等との連携強化により、地域の自然環境や地域固有の歴史を生かした海辺と人々のつながりの密接化を促進し、住民参加型の海辺づくりを推進する。

#### 4．海上輸送

##### (1) 基本的推進方策

四方を海に囲まれた我が国にとって、海上輸送は人流・物流の両面から欠くことのできない輸送手段であり、この安定輸送や効率性を確保することは、国民生活や産業を支えるために必要不可欠である。

近年、内航海運は環境負荷の減少、交通混雑の緩和等の観点から脚光を浴びており、トラック等の長距離幹線輸送から海上輸送へのモーダルシフトを推進することが重要となってきた。このため、海上輸送と陸上輸送が円滑に結びついた複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備等、国内海上交通基盤の整備を図る必要がある。

また、港湾の重要性は、経済のグローバル化、ボーダレス化の進展等を背景にますます増大しており、港湾がその機能を適切に発揮し、国際海上輸送の安定的な確保を図るとともに、輸送コストの削減を図ることが国民生活にも寄与することとなる。コンテナ船の大型化に対応した岸壁の大水深化、国際幹線航路の整備等を行い、アジアの主要港湾を凌ぐ国際競争力を確保していくことが重要である。

##### (2) 実施計画

###### ・港湾整備

生活雑貨、製品等輸送のための国際海上コンテナターミナル、産業競争力強化に直結する多目的国際ターミナル及び海陸輸送モード間の結節機能を強化する幹線臨港道路等の重点的整備、旅客船ターミナルの整備等を推進する。特に、港湾の国際競争力を維持・強化する観点から、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目標に、次世代高規格コンテナターミナルの形成、ターミナルシステムの統合・大規模化、IT化等、関係者一丸となって先導的な施策を展開し、統合的に効率化を推進しているスーパー中樞港湾プロジェクトを推進する。

これら公共事業の整備と連携を図りつつ、民間の資金・ノウハウを活用して、多機能な旅客ターミナル施設等の整備を引き続き行うとともに、流通加工機能等の高度な物流サービスを提供する港湾ロジスティクス・ハブの形成を推進する。また、都道府県による地域自立・活性化交付金事業と連携して臨港地区内に拠点施設を整備する民間事業者に対し、民間都市開発推進機構が出資等による支援を行う制度を創設する。

さらに、震災時の緊急物資等の海上輸送及び震災後の一定の幹線貨物輸送を確保するため、国際海上コンテナターミナルを中心とした耐震強化岸壁の整備や東京港臨海部における基幹的広域防災拠点の整備を推進し、安全かつ効率的な物流の確保のため、港湾施設の出入管理の高度化を図る。

さらに、国際海上コンテナターミナルの効率的利用及び大型船舶の円滑かつ安全な航行

を可能にするため、開発保全航路の整備を推進する。

また、対東アジア物流の準国内輸送化がもたらす新たな物流体系に対応して、貨物の海上輸送と他の輸送モードの接続を円滑に行うため、国際ユニットロードターミナルや小口貨物積替円滑化支援施設を整備し、スピーディーでシームレスな、国際・国内一体となった物流体系の実現を図る。

他方、インターモーダルな物流の効率化及びコスト縮減、並びに港湾サービスの高度化・活性化を図る海陸一貫物流システムの構築等を進めるとともに、これらの港湾関連事業等を円滑に推進するため港湾事業調査等を引き続き行う。

- ・ 国際海上輸送における安定輸送の確保

日本籍船のうち安定的な国際海上輸送の確保上重要な船舶として位置づけられている国際船舶に関し、引き続き税制上の優遇措置等の支援措置を講ずる。

また、我が国における外航海運の役割を踏まえつつ、安定的な国際海上輸送を確保するために必要な法律を整備することを前提に、外航海運に対するトン数標準税制（みなし利益課税）の導入につき具体的に検討し、安定輸送の中核を担うべき日本籍船の増加並びに日本人海技者の確保及び育成を図る。

- ・ 海上交通のための情報提供

港湾等の測量、海図・航海用電子海図等各種水路図誌の刊行を引き続き行う。

航海の安全確保と能率的運航を図るため、水路通報、航行警報業務等を引き続き行う

海上気象・海況の観測・予報等の業務の強化に関して、気象資料総合処理システムの運用を引き続き行う。また、船舶海象情報データベースの充実を図る。

津波の観測・予報を引き続き行うとともに、北西太平洋津波監視システムにより、日本近海から太平洋全域で発生した地震、津波に対して迅速かつ正確に情報を作成し、日本国内をはじめ北西太平洋域の各国に提供する。

沿岸の海上交通安全のため高潮・高波関連施設等による観測や沿岸・外洋の波浪予報等を引き続き行う。

- ・ 海上交通の安全確保

海上交通の安全確保のため、引き続きふくそう海域における海上交通センターの運用、巡視船艇の常時配備等の安全対策を継続するとともに、インターネット等を利用して気象・海象情報等の提供の充実を図るほか、AIS（船舶自動識別装置）陸上局等の整備を推進し、我が国の沿岸海域等におけるAIS搭載船舶の動静を的確に把握し、安全航行に必要な情報の提供を行う。

また、海難を防止するためには、海難防止思想の普及・高揚を図ることが有効であることから、訪船及び海難防止講習会の開催等あらゆる機会を捉え、引き続き海上交通関係法令の遵守、見張りの励行その他の海難の発生傾向及び各種船舶の特性を踏まえた安全指導

を徹底する。

さらに、万が一海難が発生した場合に備え、乗船者等のより迅速かつ的確な搜索救助・救急活動を行うための海上保安体制を強化する。

#### ・船舶技術の研究開発

電気推進システム等の新技術を活用した、経済的で環境にもやさしい船舶（スーパーエコシップ（SES）フェーズ1）の建造を支援することにより、物流効率化と地球温暖化等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図るため、平成18年度に引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して出資を行うことにより、船舶共有建造制度を活用してSESフェーズ1を建造する場合において船舶使用料の軽減措置を講ずる。

さらに、高効率船用ガスタービン、新船型、二重反転ポッドプロペラ及び省力化システムを活用し、環境負荷の低減（NO<sub>x</sub> 90%削減、SO<sub>x</sub> 60%削減、CO<sub>2</sub> 25%削減）、輸送効率の向上（燃料消費量約10%削減、積載量約20%増大）等に大きく貢献することが期待される画期的な新型船である次世代内航船（スーパーエコシップフェーズ2）は、製作された二重反転ポッドプロペラ等の試験体を実証船に搭載し、直進運動や旋回運動等の基本運動での実海域実証実験を行う。

オホーツク海等氷海域での船舶の安全性向上及び事故時の流出油の防除技術に関する研究を引き続き行う。

また、これまで未活用であった中小ガス田の開発を促進し、環境負荷が少なくクリーンなエネルギーである天然ガスの安定供給を可能とする天然ガスハイドレート輸送船の技術開発を推進する。

さらに、多発するヒューマンエラーによる海上衝突事故防止のため、既存の航海機器に不足している船舶同士の意思疎通機能を有する協調型航行支援システム構築のための調査等を推進する。

#### ・船舶からの環境負荷低減（大気汚染・地球温暖化防止関連）のための総合対策

船舶からの排出ガスによる大気汚染等を防止するための「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（マルポール条約）を修正する1997年議定書」に対応するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部が改正され、平成17年5月19日より施行された。これにより導入された船舶に搭載された原動機や焼却炉等の設備に関する検査等、船舶からの大気汚染防止規制の制度の定着を図る。

船舶からの排出ガスについて、環境基準等の規制の策定・実施と新技術の開発・普及を一体的に推進することにより、大気汚染・地球温暖化の防止を図る。そのため、船舶から排出されるNO<sub>x</sub>等を大幅削減する環境に優しい船用エンジンの実用化に向けて、23年度を目処に、排出ガス後処理装置（SCR触媒）及び燃料噴射系（噴射弁、噴射ポンプ等）の改良等の研究開発を推進する。

#### ・海上ハイウェイネットワークの構築

高速航行船舶の技術要件の検討等ソフト施策及び国際幹線航路、中枢・中核国際港湾の整備等のハード施策を有機的に組み合わせることにより、船舶航行の安全性及び海上輸送の効率性を両立させた海上交通環境として、海上ハイウェイネットワークの構築を推進する。

#### ・海賊対策

「アジア海上セキュリティ・イニシアティブ 2004」に基づき、東南アジア周辺諸国との相互協力及び連携の推進・強化等を進める。具体的には、東南アジア周辺海域へ巡視船・航空機を派遣し、公海上のしょう戒を実施するとともに、連携訓練等を通じ寄港国の海上保安機関との連携強化を図る等の施策を引き続き実施する。

あわせて、平成 13 年 11 月の ASEAN + 3 首脳会議における小泉総理のイニシアティブを受けて、我が国が交渉を主導した「アジア海賊対策地域協力協定」（ASEAN 各国、中国、韓国、インド、スリランカ、バングラデシュ、日本の 16 カ国が交渉に参加。平成 16 年 11 月に採択され、我が国は平成 17 年 4 月に締結。）は、平成 18 年 9 月に発効し、同年 11 月の第 1 回総務会において同協定に基づく情報共有センターが設立され、運用が開始された。今後、本協定の実施を通じたアジア地域の海賊対策における関係国の協力強化を目指す。

## 5．海洋総合利用

### (1) 基本的推進方策

我が国は国土が狭く、しかも平野部が海沿いに集中していることから、これまで、国土の延長として海洋の利用が図られてきており、沿岸域を中心とした開発計画は増加の一途をたどっている。また海洋性レクリエーションの場としての利用の拡大が予想されるほか、漁業等既存の産業においても、つくり育てる漁業等新たな展開が図られる方向にあり、今後、沿岸域を中心に多面的な利用要請がより顕著になるものと考えられる。一方、近年の日本周辺や世界的な海洋汚染を考えると、海洋の持続的かつ健全な利用を図っていくためには、海洋環境の保全の視点が不可欠である。このように、海洋利用のための施策を推進していくためには、「総合的管理」と「海洋保全の調和」を図っていくことが重要である。さらに、沿岸域の利用は各々の地域の社会経済の特性等に強く依存するものであり、沿岸域の多面的利用可能性を積極的に引出し、その総合的・広域的利用により限られた空間である沿岸域を魅力あるものにしていくためには、地域の独自性を重視して、地域を中心とした自立的な海洋管理を推進することが重要である。

このため、地方公共団体が主体となり、地域計画等と整合を図りつつ沿岸域の総合的な利用計画を策定し、国は、基本理念、沿岸域の区分、計画事項等を内容とする計画策定のための指針を明らかにするほか、国の諸事業の活用、民間活力の誘導等により、計画の実

現に向けて地方公共団体を支援していくことが適当である。総合的な利用の推進に当たっては、沿岸域の地域特性、利用特性に照らしつつ、沿岸域の環境保全、国土保全や安全性の確保を図るとともに、既存産業の健全な発展との調和等に配慮する必要がある。また、複数の地方公共団体に関係した利用計画や、より沖合の海域の利用計画の策定のあり方について検討を行っていく必要がある。

## (2) 実施計画

### ・総合的管理の促進

沿岸域圏の総合的な管理に主体的に取り組む地方公共団体や様々な民間主体が沿岸域圏総合管理計画を策定・推進する際の基本的な方向を示す「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」（平成12年2月「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議決定）の普及・啓発及び地方公共団体等への必要な支援を行う。平成11年4月に改正された海岸法及びこれに基づいて策定された海岸保全基本方針に沿って、都道府県が沿岸毎に策定した海岸保全基本計画に基づき、海岸の整備を進める。

海の多面的な利用等を観点とした、親しまれる漁港・漁村づくりを行うためのふれあい漁港漁村整備事業を引き続き行う。また、農山漁村を一体的に豊かで潤いのある生産・生活の場としていくため、生産基盤、生活環境の整備と併せて、緑や水を生かした美しい景観や環境保全等に配慮した整備を引き続き行う。

### ・総合的利用に関する調査・技術開発

東京湾、大阪湾及び伊勢湾等大都市圏沿岸域の総合的な利用と保全に関する調査を引き続き行う。

沿岸域の複合的利用に資する施設整備促進のため、所要の沖合人工島整備を引き続き行う。

また、臨海部地域の低未利用地、埋立地等を活用した新しい拠点の形成を図る開発プロジェクトの早期実現を図るための港湾整備事業等を引き続き行う。

## ． 海洋研究

### 1． 基礎調査研究

#### ( 1 ) 基本的推進方策

未知のフロンティアとして、海洋の動態、生物活動、海底変動等の海洋の諸現象について調査研究することは、人類の知的資産の拡大や国家社会の発展に資するものであるとともに、市民の科学技術への興味関心を高めるものとして重要である。

また、海洋諸現象の研究によって得られる各種知見や基礎的海洋データは、海洋保全・利用の施策の推進を図る上で根幹となるものである。さらに、これらの知見やデータは地球環境問題を解明していく上でも、地震予知等防災面でも、また、海底の地殻変動やプレートテクトニクスの解明等地球科学技術に関する研究を推進していく上でも不可欠である。このため従前より海洋諸現象とその変動の解明やこれらの予測、海上交通安全、海洋の測地的・地理的情報取得等のための各種観測調査研究が実施されているところであるが、今後これら海洋調査研究の充実、強化を図るとともに、計画的、恒常的、連続的かつ長期的にこれらの知見やデータの取得を図っていく。

#### ( 2 ) 実施計画

##### ・ 地球環境リモートセンシング技術の研究開発

雲、降水などの大気海洋圏の高精度計測ならびに地球温暖化や地球規模水循環の理解のために、光・電波による地球環境リモートセンサ技術及び解析・検証技術等の研究開発を行う。その中で、沖縄で開発している亜熱帯地球環境計測技術の観測装置である遠距離海洋レーダーなどを用いて海流・沿岸流や波浪等の2次元分布を高い時間・空間分解能で観測し、海流及び波浪の計測手法の改善ならびデータ利用に関する研究を実施する。

##### ・ 船舶等の運航

海洋調査研究及び海洋に関する学術研究に必要なデータ取得を図るために研究船及び深海調査システムの運航及び共同利用を実施する。

##### ・ 全球海洋観測システム(GOOS)構築のための基礎研究

ユネスコ政府間海洋学委員会(UNESCO/IOC)等により、海洋のグローバルな観測網整備を目的とし、開始された長期的な国際共同プログラムである全球海洋観測システム(GOOS)に対して、我が国としても国際的な要請に応えるべく、海洋環境の変動予測、保全のための総合的観測システムの構築に必要な協力を引き続き行う。また、GOOSの地域事業として北東アジア地域海洋観測システム(NEAR-GOOS)を、中国、韓国及びロシアとの協力により引き続き実施する。

##### ・ 地球観測システム構築への貢献

第3回地球観測サミットで採択された全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画で

謳われた社会経済的利益分野に貢献する地球観測システムの構築を目指し、競争的研究資金制度のもとで地球温暖化・炭素循環観測及びアジアモンスーン地域水循環・気候変動観測分野の研究開発を実施する。

- ・海洋中規模現象等の研究

海洋中規模現象の力学モデルの開発を引き続き行う。

- ・海洋物質輸送・物質循環研究

地球環境変動に対する海洋物質循環の影響解明の研究を引き続き行うとともに、地球環境変動予測のため高精度の過去の水温等海洋環境復元とその変動要因に関する研究を行う。

また、海域における物質循環に関する生物・化学的研究、海洋における炭素を中心とした物質循環に関する研究及びその動向調査を引き続き行う。

温室効果気体等の海洋上及び海洋中における分布・輸送・循環並びに大気 - 海洋間交換過程の観測と研究を引き続き行う。

- ・海洋生物・生態等調査研究

深海底や地殻内の極限環境下の生物圏に関する諸現象解明に関して極限環境生物展開研究及び地殻内微生物研究を引き続き行う。

- ・海洋底掘削による海底地殻構造の調査研究

世界各地の海洋底を掘削し、地殻構造の地球科学的研究等を行う統合国際深海掘削計画（IODP）に、積極的に参加・貢献する。IODPの主力掘削船である地球深部探査船「ちきゅう」については、IODPの枠組みにおいて、平成19年9月から東南海地震の発生メカニズムの解明を目指した紀伊半島沖熊野灘における掘削・研究航海を開始するとともに、安全かつ効率的な運用に必要な掘削予定海域の事前調査、地球深部探査船の運用開始準備品の整備等を引き続き行う。

- ・海洋調査船、探査機による深海域の総合的調査研究

深海調査研究船「かいらい」や無人探査機「ハイパードルフィン」等を用いた深海域の調査研究を行うとともに、地殻変動や地球内部変動等のメカニズム解明をめざし、地球内部ダイナミクスに関する研究を行う。

また、釧路十勝沖等に設置した海底地震総合観測システムによる観測を実施する。

- ・海洋底及び海底掘削孔内での長期物理観測研究

海底掘削孔内に設置して地震及び地球電磁気の海底長期観測を行うための、地球深部活動のモニタリングの研究開発を行う。

- ・海底地質の調査研究

地質情報に関する知的基盤整備の一環として、日本周辺海域及び西太平洋海域の海洋地質学的研究を引き続き行い、海洋地質図や各種データベースとして提供する。

- ・海岸モニタリング調査

広域的な視点からの海岸線変化の状況把握等の調査を引き続き行う。

- ・気象・海象観測研究

沿岸防災、地球科学研究に資する気象・海象観測研究を引き続き行う。地球規模の環境変化に伴う、水循環変化が災害に及ぼす影響を評価する技術の開発・高度化を図るため、基準海面水位の観測等を引き続き行う。

## 2. 海洋保全・利用のための研究

### (1) 基本的推進施策

海洋環境を維持しつつ、海洋を適性かつ効率的に活用するためには、その前提条件として海洋科学を発展・深化することにより得られた知見を、海洋の保全と利用に役立てることが必要不可欠である。

海洋は、熱輸送、水循環、炭素循環等で気候変動に大きな役割を果たしており、海洋の諸現象を理解することが地球環境問題等の環境問題の解決のために必要である。また、海域で発生する地震・海底火山噴火・津波や高潮・高波は沿岸地域に甚大な災害を及ぼすため、このような自然災害予防・軽減のための研究を進める必要がある。

また、海洋生物、鉱物、エネルギー等を利用するための研究開発を進める必要がある。

このような海洋保全・海洋利用等の政策を実施する上で必要な海洋研究については国として積極的に取り組むことが重要であり、研究体制の充実や成果や情報の有機的な利用等を図っていくことが重要である。

### (2) 実施計画

- ・地球変動予測のための観測研究

地球変動予測実現のため、海洋地球研究船「みらい」や深海調査研究船「かいれい」等による海洋観測研究を引き続き実施するとともに、気候変動観測、水循環観測、地球温暖化観測、海洋大循環観測、海洋・陸面・大気相互作用総合研究といった地球環境観測研究を推進する。具体的には、熱帯域における大気・海洋観測研究、海洋大循環による太平洋の熱・物質輸送とその変動に係る観測研究、北極海域における観測研究、海洋の化学環境変化の把握に係る観測研究及び北太平洋時系列観測研究を行うとともに、海洋環境変遷の解明に関する研究を実施する。

- ・海洋大循環等の研究

西太平洋における地球温暖化と密接に関連する海水や熱の長期的な大循環等を把握するため、西太平洋海域共同調査(WESTPAC)を引き続き行う。

気候変動観測・監視業務への活用に向けての海洋データ同化技術の確立を図る。海洋大循環モデルの開発を引き続き行うとともに、これを用いて海洋の数十年変動予測に向けた研究を継続する。

- ・海洋生物・生態等調査研究

沿岸域における人工干潟の造成のための生態系に関する基礎的な研究及び沿岸海域における生態系変動機構の解明研究を引き続き行う。

日本の亜熱帯海域における海草藻場が環境に与える影響を評価する手法に関する研究を引き続き行う。

- ・潮汐・潮流・異常水位変動観測・調査研究

潮汐、潮流等の観測・解析や高潮、津波対策及び地球温暖化に伴う海面上昇等の観測とそのデータの即時利用、さらに津波予報等を発表するための津波の観測・解析を引き続き行う。また、台風等による高潮予測のための数値モデルの運用を引き続き行うとともに、モデルの高度化を図る。さらに、日本南岸の沿岸水位の短周期変動とその予測に関する研究を引き続き行う。

海岸事業調査として、潮位、潮流等の沿岸海象調査を引き続き行う。

- ・地震予知、火山噴火予知のための海底観測研究

科学技術・学術審議会建議の「地震予知のための新たな観測研究計画（第2次）の推進について」並びに「第7次火山噴火予知計画について」に基づく海底観測研究及び海陸境界域観測研究を引き続き行う。

地震活動や海域火山の詳細な把握を目的として、自己浮上式海底地震計による地震調査観測や海底地殻変動観測を引き続き行う。

- ・東南海・南海地震等海溝型地震に関する調査観測の強化について

地震調査研究推進本部が策定した「今後の重点的調査観測について - 活断層で発生する地震及び海溝型地震を対象とした重点的調査観測、活断層の今後の基盤的調査観測の進め方 - 」等の調査観測計画に従い、地震の発生確率が高い海溝型地震を対象として、地殻活動の現状把握の高度化等地震発生前・後の状況把握、長期的な地震発生時期、地震規模の予測精度の向上、強震動の予測精度の向上、津波の即時的な予測精度の向上を目指した調査研究を推進する。特に、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震に関しては、プレートの形状や強震動・津波発生領域を詳細に推定するための海底下地殻構造調査研究、より正確な地震活動を把握するための海底地震観測研究等を行う。

・海溝型巨大地震・津波対応海底ネットワークシステムの構築に向けた世界最先端の技術開発

日本近海でも想定される海溝型巨大地震・津波に対して、高精度な地震予測モデルの構築、地震発生直前に地殻活動現象が発現する場合のその検知、地震発生直後の地震及び津波発生情報の早期検知等による迅速かつ確かな防災・減災対策に寄与するため、地震計、津波計等各種観測機器を備えた海底ネットワークシステムについての技術開発等を推進し、これを想定震源域の海域に敷設する（平成18年度から平成21年度の4年間で紀伊半島沖熊野灘に20箇所の観測点を設置予定）。

・東海、東南海・南海地震等海溝型地震の監視体制の強化等

東海地震の予測及び東南海・南海地震に対する観測業務に役立てるため、数値モデルによる地殻活動予測シミュレーション、新たな観測・監視手法の研究・開発を推進する。さらに、東海地震の想定震源域の見直しに対応した監視体制の拡充、及び東南海・南海地震の発生メカニズム解明等を目的として、既設の東海沖ケーブル式海底地震計の西方に緊急地震速報に対応した新たなケーブル式海底地震計を4年計画で整備する。

・津波及び地震災害減災のための研究開発

津波発生時における円滑な避難、迅速な応急復旧、船舶等の被害の軽減等のために、海岸・河川・港湾施設の津波に対する被災危険度の評価手法、人的、社会的被害の影響を評価する手法等について研究開発を行う。

・海況観測・予報

海象等の観測等の水路業務運営、海洋気象観測船の運航及び観測船測器整備、国際海上資料の統計業務、水温と海流の観測と予報、海洋気象パイロポット業務、エルニーニョ監視予報業務を引き続き行う。海況予報のための研究及び情報の収集を引き続き行う。

・沿岸防災気象観測・調査

沿岸における防災対策に資するための波浪の観測及び予報・警報を引き続き実施するとともに、観測データのデータベース化と公開、災害に関連する海洋の波動現象に関する研究を引き続き行う。

港湾整備事業に資するため、ネットワークとしての沿岸波浪観測を引き続き行うとともに長周期波や方向スペクトルの観測データの解析を行う。沿岸波浪観測網として整備されている沖合の海象計や工事用GPS波浪計ブイなどを活用した、津波防災に関する研究開発を行う。

沿岸防災気象関連業務として海水観測・予報及び情報の提供、霧観測を引き続き行う。また、海水のデータベースの整備を引き続き行う。

### 3. 基盤技術開発

#### (1) 基本的推進方策

あらゆる分野の海洋保全・利用の推進を図る上で、それを支える科学技術の存在は必須の条件である。深海における高水圧、波浪による衝撃圧、生物付着、腐食、情報伝達障壁等の海洋の持つ厳しい条件下での海洋調査を行い、研究開発の目的に応じた観測データを取得するためには、従来の調査・観測・分析技術の精度や継続性を向上させるとともに、複数の分野の科学技術を総合的に活用して開発を推進する必要がある。また、そのための研究体制の整備、拡充や、各種施設、設備の着実な整備等を進めていく。

今後、研究開発の新たな展開を図っていくためには、独創的な科学技術の創出が求められているところであり、このような要請に応えていくため、基礎研究の一層の充実を図るとともに、研究手段の欠如等の理由で従来は困難とされていた分野への研究に取り組む等、新たな領域を開拓する研究を行っていく。また、海洋の開発利用と環境保全についてのシステム的な研究等、学際的横断的な研究についても積極的に進めていく。

さらに、長期的な国家戦略の下、国家的な大規模プロジェクトとして集中的に投資すべき基盤技術である国家基幹技術「海洋地球観測探査システム」のうち、「次世代海洋探査技術」の開発を重点的に進めていく。

#### (2) 実施計画

海洋調査に係る海洋機器用構造部材、動力源、センサーや環境計測技術等基盤的先進的要素技術について開発を推進する。

荒天域や氷海中域における長時間、広範囲の海中観測を行うための自律型無人潜水機(AUV)の研究開発を引き続き行う。

港湾における水中作業の効率化、安全性の向上を図るため、水中調査・施工ロボットの開発を引き続き行う。

各種調査船・研究船、無人探査機「ハイパードルフィン」、7,000m級無人探査機「かいこう 7000」、有人潜水調査船「しんかい 6500」、深海底の現象を長期連続観測するためのステーション等による調査研究を引き続き行う。

地球環境変動予測への貢献、巨大地震発生メカニズムの解明、地殻内生命の探究等のため建造された地球深部探査船「ちきゅう」を運用し、大深度ライザー掘削技術の確立を図る。

国家基幹技術「海洋地球観測探査システム」における「次世代海洋探査技術」においては、地球深部探査船「ちきゅう」による世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発を引き続き行う。また、広域な海洋・海底データの連続自動観測が可能な次世代型巡航探査機の技術開発、及び、大深度海底において高精度作業・重作業が可能な大深度高機能無人探査機の技術開発に着手する。

## ・海洋基盤整備

### 1．啓発活動

#### (1) 基本的推進方策

海洋政策を適切に推進するためには、海洋にかかわり合う人材の育成が必要不可欠であるが、我が国は周辺を海に囲まれているにもかかわらず、海洋に関する関心が総じて低いと考えられ、海洋に関する教育・理解増進についても必ずしも十分とは言えない。これまでも、海洋国日本の繁栄を願う日として「海の日」を祝日として、海に関連する様々な啓発活動を行ってきたところであり、引き続き学校教育においても海洋教育の推進を図るとともに、国、地方公共団体、学校、企業、ボランティア団体等が協力して海洋を活用した体験活動等を積極的に推進することが重要である。

#### (2) 実施計画

「子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト」に基づき、子どもたちが漁村の自然の遊びに親しむとともに、水産業に対する理解を深めることができる地域環境の構築に向けた取り組みを推進する。

また、全国の青年の家、少年自然の家等の教育関係施設において、その地域特性に応じた体験活動を行っており、豊かな海に恵まれた地域にある、若狭湾少年自然の家、室戸少年自然の家、江田島青年の家、大隈少年自然の家、沖縄青年の家等の施設では、生物観察、カッター研修、海浜清掃活動、磯遊び等の海洋を活用した体験活動を実施する。

さらに、大学・大学院や水産系の高等学校等の教育において海洋科学技術の分野や海洋に関する国際・国内ルール等について幅広い知識を有した人材を育成する。

海洋科学技術全般に関する情報の提供を行うとともに、海洋科学技術に関する文献、資料等の情報を広く収集、管理、提供する。

### 2．情報流通

#### (1) 基本的推進方策

海洋に関する基礎的情報は船舶の安全航行、防災、自然環境保護、水産、観光開発等の観点から迅速かつ容易に入手し、利用できるようにしなければならない。

また、内外の海洋観測データを集約し、多くの利用者が、集約されたデータを円滑に利用することのできる体制を整えることが海洋調査研究を推進する上で不可欠であり、データの品質管理を含めた適切な管理・提供体制の充実、強化を図っていく。

#### (2) 実施計画

##### ・測地データの整備

海洋空間の有効利用のため、海洋開発機器の整備、沿岸防災情報図等の整備を引き続き行うとともに、「国土空間データ基盤標準及び整備計画」（平成 11 年 3 月地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議決定）に基づき、海域・沿岸域に係る GIS（地理情報シ

テム) 基盤情報の整備及び更新を進める。また、超長基線電波干渉法、電子基準点測量等の測地測量を引き続き行う。天体暦の精度維持・向上に必要な星食観測を引き続き行う。離島を含む日本列島の位置を精密に測定し、その動きを把握するための測地衛星による海洋測地基準点測量等、及び地磁気・潮位変化等を測定するための観測を引き続き行う。

また、海域の地殻変動の検出を目指して島嶼・岬等及び験潮所でGPS連続観測を引き続き行う。

#### ・高度海洋監視システム(アルゴ計画)の推進

世界気象機構(WMO)、ユネスコ政府間海洋学委員会(UNESCO/IOC)等の国連機関が支援し、各国の海洋業務・研究機関の参画のもと、全世界の海洋の状況をリアルタイムで把握するために開始されたアルゴ計画に参加し、最新の海洋観測技術である中層フロートや海洋短波レーダー等による観測及びデータのリアルタイムでの収集・解析・提供を推進する。

#### ・気候変動に関連する観測データ提供

二酸化炭素等温室効果ガスの観測データの収集、処理、解析、提供を行うため、WMO 温室効果ガス世界資料センターを引き続き運用する。

地球温暖化に伴う海面上昇を捉えるため、海岸昇降検知センターを引き続き活用する。

アジア太平洋域における気候変動・地球観測に関する総合的なセンターであるアジア太平洋気候センターでは、観測データの収集・品質管理の充実、衛星データを利用した気候・海洋情報の高度化、気候予報等情報の国内外関係機関への提供を行うとともに、これらに関連する技術向上・情報交換のための国際協力を推進する。

#### ・海洋情報・データの収集提供

海洋情報・データの収集、処理、解析、提供の効率化等のため、日本海洋データセンターの運営を引き続き行い、海洋データ国際交換システムを維持・運営する。

海洋観測ブイシステム等により取得される膨大な量の観測データを適切に管理するための各種データベースの整備を行う。

海洋地球科学に関する観測データ、資料等を含めた電子化情報の集積、発信基地として国際海洋環境情報センターを運用し、地球環境変動研究の促進と、周辺情報技術産業や科学教育現場への情報提供、普及促進を推進する。

UNESCO/IOC 等が海洋観測資料・情報の収集・解析・配布を目的に実施する全球海洋観測システム(GOOS)等、世界主要海域の海洋観測や共同調査研究等に参加し、データの収集等を引き続き行う。

また、地球観測サミットで採択された全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画を踏まえたGEOSSの構築や統合地球観測戦略(IGOS)のパートナーシップの海洋テーマとして、多様な観測システムを統合発展させるため、複数の機関間で必要な調整を推進して

いる。人工衛星によって得られる海洋データ（水温、水色等）の収集、解析、提供を引き続き行う。地球・海洋観測データ伝送・処理・解析の研究を引き続き行う。

また、遠洋航海に従事する船舶の通信の改善のための海上通信技術に関する調査研究を引き続き行う。

### 3．国際問題

#### （1）基本的推進方策

海洋に関する問題を解決するためには、国際貢献と国益の確保の均衡を図りつつ、国際的な協力の枠組み整備や、国際プロジェクトへの参加、開発途上国への支援等の国際協力を進めることが重要である。具体的には、海洋調査、海賊対策を含む航行の安全確保、海洋環境の保全、生物資源の維持・回復と最適利用のため、二国間や地球的規模での国際的な協力が不可欠である。

海洋は広大であり、その実態解明は一国のみでなしうるものではなく、さらに、海洋に関する科学的知見、データや海洋開発に関する技術は、各国で共通に使うべきものがほとんどである。従って、海洋の調査研究や技術開発は国際協力により行うことが実効的である。近年の社会経済活動の拡大や科学技術の進展の結果、海洋の調査研究や技術開発の多くは大規模化しており、国際協力の必要性は高まっている。

このため、我が国としては、二国間や国際機関を通じた国際協力の一層の推進や様々な国際協力プロジェクトへの積極的参画等に努める。

特に国際貢献の観点から、全地球的課題である地球温暖化等の地球環境問題の科学的解明のための海洋観測・調査研究や、海洋汚染防止対策等の海洋環境の保全施策を推進していく上で積極的役割を果たしていく。また、海洋や海底下の実態解明等による科学的な知見の集積は、海洋はもちろんのこと地球そのものを理解する上で重要であり、今後一層関連研究の推進を図っていく。さらに、海洋調査研究の国際的なレベルの向上に積極的に貢献していくために、先進諸外国とともに率先して国際プロジェクトの企画、推進を行うとともに、国際的に魅力的な施設設備の着実な整備に努め、これを海外の研究者と共同に利用する等により、積極的な役割を果たしていく。

さらに、我が国は開発途上国における同様の努力を支援するため、開発途上国の需要に応じ、国際協力の一層の効果的・効率的推進に努めていく。

海洋開発においては、複数国間の権益の調整が重要であるとともに、多数の国の協力なくしては解決しえない問題もある。このため、第2次世界大戦後から海洋の開発利用に係る国際的なルール作りが進められ、特に今から30年前頃より、科学技術の進展を背景に、新しい海の利用の方法、条件にふさわしい国際法秩序の確立が希求されるに至った。

このような中で、各国の協力の下、昭和48年から開催された第三次国連海洋法会議の結果、国連海洋法条約が昭和57年に採択され、同条約は平成6年11月に発効した。また、国連海洋法条約第11部の実施に関する協定は、平成6年7月に採択され、平成8年7月に発効した。

同条約及び実施協定は、領海及び接続水域、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査、海洋技術の発展及び移転、紛争の解決等の海洋に関する法的秩序について包括的に規定している。

平成 8 年には、我が国は国連海洋法条約を締結すると共に、それに伴う国内法の整備を行い、世界でも有数の広さを持つ排他的経済水域を有することとなった。

また、海洋環境保全に関連する生物多様性条約、気候変動枠組条約等の新たな国際的枠組の構築や、国際海事機関（IMO）による海上安全、海洋汚染防止等の諸問題への取り組み及びその一環として廃棄物の海洋投棄処分の規制強化を目的とするロンドン条約 1996 年議定書の締約国数の拡大に向けた取り組み等が行われている。

これらの海洋の法的秩序に関する国際的なルールに伴う我が国の権利及び義務を認識し、海洋政策に反映させることが重要である。

## （２）実施計画

日米、日仏、日独等の二国間科学技術協力協定等に沿った国際協力の一環として、米国海洋大気庁、米国ウッズホール海洋研究所、仏国国立海洋開発研究所、独国アルフレッド・ウェゲナー極地海洋研究所等との海洋科学技術における研究協力を引き続き行う。この他、多国間による国際協力プロジェクトとして、日米主導で実施される統合国際深海掘削計画（IODP）、気候変動の解明等に資するために全世界の海洋の状況をリアルタイムで把握する ARGO 計画を推進する。

西太平洋沿岸諸国の海洋学に関する科学的知識の向上と人材育成に資するため、ユネスコ政府間海洋学委員会（UNESCO/IOC）が行う西太平洋海域共同調査（WESTPAC）へ信託基金を拠出し、海洋汚染に関するワークショップを実施する等、UNESCO/IOC の各種事業へ参加し、世界主要海域における共同研究等を引き続き行うとともに、全球海洋観測システム（GOOS）の構築に引き続き参画する。さらに、中国、韓国及びロシアと協力し、北東アジア地域海洋観測システム（NEAR-GOOS）を引き続き実施する。また、豪、米、仏、英等と協力して GOOS の各種事業の一つである全球海洋データ同化実験（GODAE）計画を実施する。

東アジアの海洋環境管理について、東アジア 12 カ国の参加による東アジア海域の持続可能な開発のための連携強化を目的とした東アジア環境海域管理パートナーシップ（PEMSEA）に参画し、東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）の実施に向けた取り組みを推進する。

海洋環境の保全の重要性から、関係国の協調による行動を推進するため日本、中国、韓国、ロシアの 4 カ国により採択された「北西太平洋地域海行動計画」（NOWPAP）に基づく、特殊モニタリング及び沿岸環境評価に関する活動を行う地域活動センター（RAC）の活動等の事業に積極的に協力を行うとともに、NOWPAP の事務局である地域調整部（RCU）を中心とした協力体制の構築を推進する。

## 第2部 予算

### 平成19年度海洋科学技術関連経費予算額の概要

(単位：百万円)

省庁名	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	対前年度 比増減	備考
総務省	<<36,964の内数>>	<<36,266の内数>>	-	地球環境リモートセンシング技術の研究開発 <<情報通信研究機構運営費交付金の内数>>
文部科学省	42,795	42,899	104 0.2%	次世代海洋探査技術の開発、深海地球ドリリング計画推進、大陸棚画定調査、地球環境観測研究(Argo計画を含む)、地球環境予測研究、地球シミュレータ計画推進、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物研究、地震・津波観測・監視システム、等
農林水産省	6,058  [11,823の内数] <<17,397の内数>>	6,354  [8,762の内数] <<17,502の内数>>	296 4.9%	水産資源の調査・開発・管理等、漁具・漁法技術開発、海洋環境保全対策、海洋空間利用調査、海洋資源利用技術開発  [強い水産業づくり交付金の内数]  <<水産総合研究センター運営費交付金の内数>>
経済産業省	32,896  <3,961> <66,437>	29,233  <3,958> <65,682>	3,663 11.1%	深海底鉱物資源開発調査、国内石油天然ガス基礎調査、3次元物理探査船の建造、大水深域における石油資源等基礎調査、メタンハイドレート開発促進事業、等  <石油天然ガス・金属鉱物資源機構、産業技術総合研究所に関するものは運営費交付金の一部>
国土交通省	17,407	16,299	1,108 6.4%	調査・研究に関する経費(海洋・沿岸域に関する調査・研究、船舶起因汚染対策の推進、海洋・沿岸域の防災対策の推進)事業調査費(海岸事業調査、下水道事業調査、湾事業調査等)、海洋・沿岸域の情報の整備に必要な経費(海洋・沿岸域の基礎調査、気象・気候の観測、海洋環境の調査、海洋・沿岸域の防災・安全情報の整備)等
環境省	1,001	1,291	290 29%	地球環境保全等試験研究費、水質汚濁防止対策、自然環境保全対策、等
合計	100,157	96,076	4,081 4.1%	

平成 19 年度海洋開発事業関係経費予算額の概要

(単位：百万円)

省庁名	平成 18 年度 予算額	平成 19 年度 予算額	対前年度 比増減	備 考
農林水産省	172,978 [11,823 の内数]	163,649 [8,762 の内数]	9,329 5.4%	水産関係公共事業、栽培漁業の振興、さけ・ます資源の管理の推進、漁業構造の改善と漁港機能の高度化、海岸保全に関する事業  [強い水産業づくり交付金の内数]
経済産業省	[財投]	[財投]	-	大陸棚石油・可燃性天然ガス開発融資、海洋開発機器建造融資 [いずれも財投]
国土交通省	530,424	483,983	46,441 8.8%	海岸・港湾整備関連事業、海上空港整備関連事業、沿岸の道路・公園の整備関連事業
合計	703,402	647,632	55,770 7.9%	

## 海洋開発関係省庁連絡会議の設置について

昭和55年6月17日  
内閣官房長官決裁  
昭和59年3月9日一部改正  
昭和59年7月1日一部改正  
昭和61年7月1日一部改正  
平成9年6月26日一部改正  
平成13年1月4日一部改正  
平成19年6月6日一部改正

1. 海洋開発の推進に関する施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図り、総合的な施策の推進に資するため、内閣に、海洋開発関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
  - 議長 内閣官房副長官（事務）
  - 副議長 内閣官房副長官補  
文部科学省研究開発局長
  - 構成員 総務省情報通信政策局長  
外務省経済局長  
農林水産省水産庁次長  
経済産業省資源エネルギー庁次長  
国土交通省総合政策局長  
環境省地球環境局長
3. 連絡会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房及び文部科学省研究開発局において処理する。
5. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。